

子育て中の家庭を応援！

阿蘇市独自のうれしい制度をご紹介します！

中学生まで医療費を助成する

児童医療費助成制度

児童医療費助成制度とは、安心して子どもを産み育てる環境づくりとして、児童を持つ保護者の皆さまの経済的負担をより軽減するため、市が独自に行ってい る事業で、小学生・中学生を対象とした医療費の一部負担金を助成する制度です。



●対象者

阿蘇市に住所を有し、小学校就学始期から15歳に到達後の最初の3月31日までの間にいる方(小学校・中学校の児童・生徒)。

※昨年4月診療分より対象が小学生から中学生までに拡充されました。

●助成額

医療費の一部負担金を毎月入院については2,000円、通院については1,000円を控除した額を助成します。

●児童医療費助成を受けるための登録手続き

新たに助成対象となる児童がいる保護者の皆さまは登録手続きが必要です。

(手続きに必要なもの・印鑑、児童名が記載されている保険証、通帳等口座のわかるもの)

※新小学校1年生の方で乳幼児医療費助成制度の資格をお持ちの方は、今までの資格を児童医療費助成制度へ継続しますので登録手続きをする必要はありませんが、乳幼児医療費受給者証は無効です。

第3子以上の児童を養育する方に支給する

育児手当

【受給できる方】

阿蘇市に1年以上居住され、3人以上のお子様がいらっしゃる方で、そのお子様が3歳になられるまで支給されます。



【受給期間】

第3子以上の児童の出生の翌月から満3歳に至る月まで

【手当の額】

月額 20,000円 支給月(支給月前の4ヶ月分) 2月・6月・10月

この手当を受給するには、手続きが必要です

健康福祉課又は、各支所に備えてある育児手当支給申請書に、下記の書類を持参のうえ申請してください。

- 該当児童の戸籍抄本
- 世帯全員の住民票
- 口座のわかるもの(通帳等)
- 印鑑

問い合わせ先：健康福祉課 子育て支援係 ☎ 22-3167

ローン相談会のお知らせ 3/17(火)午後5時～7時まで

～毎月第3火曜日実施！～



初めてご利用のお客様もお気軽にご来店ください

News 個人ローン金利優遇キャンペーん実施中!!

通常3.7%を
捷学ローン 年3.45%(保証料込)

通常2.5%を
ドライバーズローン 年2.4%(保証料別)

いつもいっしょ つみき フィナンス
熊本県信用組合 阿蘇支店 TEL 0967-32-0731

広告

広報 あそ 2009.3